令和5年度 長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 次第

日 時 令和6年2月1日(木)午前10時から 場 所 講堂(市役所第二庁舎10階)

- 1 開 会
- 2 委員の委嘱
- 3 保健福祉部長あいさつ
- 4 会長、副会長の選出
- 5 議事
 - (1) 第四次長野市地域福祉計画における基本施策の進捗状況について <資料 No1>
 - (2) 重層的支援体制整備事業について <資料 No2-1、資料 No2-2>
- 6 その他
- 7 閉 会

長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員(16人)

令和5年4月1日

	選出区分	氏名	推薦団体・役職等	備考
	市議会議員	西沢利一	長野市議会議員 議長	
本	学識経験者	青木寛文	長野県弁護士会	
会		井 藤 哉	長野県立大学 准教授	
		水内和義	吉田地区住民自治協議会 会長	
委	社会福祉	伊藤篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	
員	関 係 者	高山さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会 副委員長	
		六波羅 直貴	長野県高齢者福祉事業協会 (社会福祉法人睦会 やすらぎの園)	
	社会福祉	吉瀬陽	社会福祉法人 湖会 主任心理士 (松代児童相談センター)	
	関係者	小林博明	長野市ボランティア連絡協議会	
専		竹田 孝司	長野市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長	
門分		星 野 徹	長野市社会福祉協議会 評議員 (若槻地区住民自治協議会)	
科		松木 勝	長野市立公民館連絡協議会 副幹事長	
会委		綿貫好子	長野市障害ふくしネット (社会福祉法人 廣望会 常務理事)	
女員	公募	戸井田 由奈	公募委員	
		鈴木敬子	公募委員	
		宮澤 由枝	公募委員	

第四次長野市地域福祉計画における

基本施策の進捗状況について

令和6年2月

保健福祉部 福祉政策課

シートNo	基本目	目標	評価指標
No1	基本目標1	1-1	地区地域福祉活動計画の見直し、改定等に取り組んでいる地区数
No2	基本目標1	1-2	福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合(%)
No3	基本目標1	1-3	福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合(%)
No4	基本目標2	2-1	コミュニティ・ソーシャルワーカー配置人数
No5	基本目標2	2-2	重層的支援体制整備事業の実施
No6	基本目標3	3-1	「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と回答した市民の割合(%)
No7	基本目標3	3-2	「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」と回答した市民の割合(%)
No8	基本目標3	3-3	社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査実施件数
No9	基本目標4	4-1	地域防災マップ作成率(%)
No10	基本目標4	4-2	認定就労訓練事業所の数
No11	基本目標4	4-3	成年後見制度について知っている人の割合(%)
No12	基本目標4	4-4	-
No13	基本目標4	4-5	市内の協力雇用主数(事業所数)

地域福祉を推進していくための基盤を強化する 基本目標1 1-1 地 第四次長野市地域福祉計画の体系に従い作成しています。 地域価値を担り合理凹体や関係機関、等口的人が寺か、てれてれか担りへき仮制を理解 目指す姿・状態

し、地域福祉の推進に主体的に参画できる体制が整っている。 1 評価指標 実績値(下段は、基準値からの進捗率) 基準値 目標値 指標 R2年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度 R8年度 地区地域福祉活動計画の見 り組んでいる地区数 各項目の評価指標及び実績値等を記載しています。 2 具体的な取組 取組見直しの有・無 概要 取組 主務課 (有の場合は内容も記載) **をウレた「州区州は垣址活動計画」** 地区地域福祉計 定、進捗管理の 取組1 及び新たな課題 ・評価指標と特に関連していると考えられる具体的な取組を2つ取り上げ、取組 する取組の開発 概要等を記載しています。 ・取組内容の見直しの有無、見直しを行った場合は、その内容を記載しています。 地域福祉活動排 取組2 業 3 上記取組の進捗状況 令和4年度の取組結果 令和5年度の取組状況 地区地域福祉活動計画の策定に向けて、8地区の支援を行い、各地区の計 令和6年度で計画終了の地区の状況に応じて対 画の策定ができた。また、活動計画の進捗管理や地区課題の相談に応じて対 応した。 取組1 ・上記、取組1・取組2の令和5 年度状況を記載しています。 区へ訪問し支 市内32地区こ の関係者と 援することで、住民 のつながりを築く 上記、取組1・取組2の令和4年 ・この項目に記載のある件数や しかし、職員の派 会議等がある場合 度結果を記載しています。 ンスタントに 爰等で終わ 数値等は、令和5年度上半期ま る地区もあり、支持 での実績です。 取組2 ○職員の派遣によ (内訳) 福祉計画 87件、 事業の再編 67件、その他 12 〇地区訪問による 4 評価指標の目標値達成に向けた、令和4年度の評価 R4年度 評価の理由等 か 「1 評価指標」の目標値達成に向けた、令和4年度の評価及び理由等を記載してい 評価 В ます 評価凡例】A…計画を上回る進捗、B…計画どおりの進捗、C…計画を下回る進捗 評価方法

- ·目標値<令和4年度実績値
- ⇒ 評価A(計画を上回る進捗)
- ・基準値≦令和4年度実績値≦目標値 ⇒ 評価B(計画どおりの進捗)
- ·令和4年度実績值<基準值
- ⇒ 評価C(計画を下回る進捗)
- ※1 評価指標が「まちづくりアンケート」となっている場合、令和4年度の実績値を算 出できないため、取組内容を踏まえて総合的に評価を行います。
- ※2 評価指標が数値でない場合、取組内容を踏まえて総合的に評価を行います。

シート No1

基本目標1 地域福祉を推進していくための基盤を強化する

1-1 地域福祉を推進する体制の再構築

目指す姿・状態 地域福祉を担う各種団体や関係機関、専門的人材等が、それぞれが担うべき役割を理解し、地域福祉の推進に主体的に参画できる体制が整っている。

1 評価指標

七冊	基準値	実績	値(下段は	目標値			
指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
地区地域福祉活動計画の見直し、改定等に取	22	32					22
り組んでいる地区数	32	100%					32

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	地区地域福祉活動計 画策定、進捗管理の 支援及び新たな課題 に対する取組の開発 等	住民自治協議会が策定した「地区地域福祉活動計画」等の見直しや評価にあたり、会議の進行や企画等のサポートを行う。	#	市社会福祉協議会
取組2	地域福祉活動振興事業	市社会福祉協議会の地域福祉担当職員について、それぞれの 担当地区を決めた上で、担当地区の住民自治協議会の役員会等 の各種会議に出席したり、事業の企画立案等の相談に継続的に 応じる。	#	市社会福祉協議会

3 上記取組の進捗状況

	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況								
取組1	地区地域福祉活動計画の改定等にあたり、8地区の支援を行い、各地区の計画の策定ができた。また、活動計画の進捗管理や地区課題の相談に応じて対応した。	令和6年度で計画終了の地区について、状況に 応じて対応している。また、地区課題の相談にも 随時、応じている。								
取組2	市内32地区ごとに、担当職員2人、ボラセン担当1人を配置し、地区へ訪問し支援することで、住民自治協議会福祉担当部会をはじめとした地区の関係者とのつながりを築くことができた。 しかし、職員の派遣については、地域福祉活動計画策定などコンスタントに会議等がある場合は継続的に支援することができたが、単発支援等で終わる地区もあり、支援に差が生じた。 〇職員の派遣による地域支援派遣件数 381件(内訳)福祉計画 87件、検討会 57件、福祉推進員 42件、たすけあい事業の再編67件、その他 128件 ○地区訪問による支援 27地区	各地区に担当職員を配置し、住民自治協議会や地域福祉ワーカーの相談に対応している。 (参考 R5年度上半期の実績) ○職員の派遣による地域支援 派遣件数 179件(内訳) 福祉計画 0件、検討会 29件、福祉推進員 27件、たすけあい事業の再編 10件、その他 115件 ○地区訪問による支援 12地区								

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

		R4年度	評価の理由等
言	平価		各地区に担当職員を配置することで、各地区の地区地域福祉活動計画改定等の支援や地域福祉に関する相談等に対応することができた。また、地区と顔の見える関係を構築することができた。今後もこの状態を維持し、各地区の地域福祉の推進を支援していきたい。

シート No2

基本目標1 地域福祉を推進していくための基盤を強化する

1-2 地域福祉を推進する担い手や資源の創出

目指す姿・状態 多くの市民や団体が地域福祉の担い手として活躍している。また、地域福祉を牽引する リーダーやキーマンが様々な支援を受けながら育っている。

1 評価指標

+七+亜	基準値 実績値(下段は、基準値からの進捗率)					目標値	
指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合(%)	49.5	令和6	年度 まち	づくりアン	ケート実施	予定	54.5

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	多様な担い手の発掘・育成	より身近な地域における学びの場として、地域福祉等に関する学習機会をもちたい地域に対して、講師を派遣したり、企画・運営支援を行う。	#	市社会福祉協議会
取組2	地域福祉ワーカー連 絡調整会議(学習会・ 情報交換会)の開催	地域福祉ワーカーを対象に、学習会・情報交換会を開催する。	#	福祉政策課

3 上記取組の進捗状況

J	11日 4 人 1日 4 日 4 人 1日 4 人 1日 4 人 1日 4 人 1日 4 日 4 人 1日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日	
	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
取組1	各地区とともに講座等を開催することにより、地区の活動を広げることができた。 ○具体的事例 ・篠ノ井地区 講演会と意見交換(7月) ・浅川社会福祉協議会 バスハイクに伴う車イス研修(10月)	各地区へ講師を派遣したり、地区と共催で講座を開催している。 〇具体的事例 ・吉田地区 福祉推進員研修の講師 ・中条地区「『参加の力』で創るボランティア・地域活動実践講座(「コーディネーション力」講師:筒井のり子氏)共催 ・更北地区 防災啓発イベントの共催と協力など
取組2	計5回開催(年度当初に開催日時等を通知)、第1・5回は全体会議、第2〜4回は住民自治協議会ブロックに基づいたブロック会議を開催した。また、第4回は社会福祉法人など福祉関係機関も参加するネットワーク会議としても位置付け情報共有を図った。	今年度も、計5回開催を予定(現時点で第4回まで開催済)しており、地域福祉ワーカーから意見・要望等を聞き取り会議内容を企画している。なお、第4回は、他地区における地域福祉の取組等に触れるため視察研修を実施した。最終の第5回は、全体会として開催を予定している。

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価		各地区への講師派遣や講座の企画等により、地域福祉の新たな担い手の裾野を広げることができた。 また、各地区において地域福祉を推進する地域福祉ワーカーに対し、定期的な連絡調整会議を通じ、活動 の支援を行うことができた。

シート No3

基本目標1 地域福祉を推進していくための基盤を強化する

1-3 学び合い、共に育つ「福祉共育(教育)」の推進

目指す姿・状態 様々な体験や交流、学習等を通じて地域福祉に対する理解を深め、多様性を認め合いながら、一人ひとりができることについて考え、行動している。

1	■ 車	価指標

+12-1	基準値	実績	実績値(下段は、基準値からの進捗率)				目標値
指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合(%)	49.5	令和6	年度 まち	づくりアン	ケート実施	予定	54.5

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	福祉教育普及校の指 定及び普及校会議の 開催	学校における福祉教育・ボランティア学習を推進するため、福祉教育・ボランティア学習普及校の指定(事業の助成)及び普及校の連絡会議を開催する。	#	市社会福祉協議会
取組2	サマーチャレンジボラ ンティア事業	身近な地域におけるボランティア活動の推進を図るため、誰もが気軽にボランティア活動の第一歩を踏み出せる体験の場として実施する。	#	市社会福祉協議会

3 上記取組の進捗状況

J	上の内へが正くりに1分1人が	
	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
取組1	福祉共育・ボランティア学習普及校を指定し助成金を交付するとともに、福祉教育等に関する学校や地域からの相談に応じる等、必要な支援を行うことで、福祉共育・ボランティア学習を推進することができた。 ○福祉教育・ボランティア学習普及校事業 1校につき上限30,000円を助成。 39校(小学校24、中学校7、高校4、特別支援校他4)参加総額1,076,400円 ○連絡会議 普及校事業の説明会、情報交換会の実施。オンライン開催。 32校参加	プログラムの相談対応や視察等を行い、継続したフォローアップを行っている。 〇福祉教育・ボランティア学習普及校事業 1校につき30,000円を上限に助成。 41校申請(小学校25、中学校7、高校4、特別支援校他5) 〇連絡会議 普及校事業の説明会にあわせて情報交換会を開催。 25校参加
取組2	令和4年7月に長野圏域の新型コロナウイルス感染警戒レベルが3に引き上げられたことに伴い全日程(事前研修会、ボランティア体験、事後研修会)を中止した。	中学生以上を対象に、ボランティア体験プログラム「サマーチャレンジボランティア」を実施した。 〇受付状況 ・受入先 51施設・団体(66の申込みあり) ・参加者 199人(中学生70人、高校生122人、大学生以上7人) ○事前研修会 ・参加者・受入先がともに会して顔合わせを行うとともに、一緒にボランティアに関する研修を行う。・7/17(日・祝)若里市民文化ホールで開催。・活動者171人、受入先49団体が参加。 ○事後研修会 ・活動の振り返りを目的に開催。・9/16(土)ふれあい福祉センターで開催。活動者104人、受入先20団体が参加。

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価	С	サマーチャレンジボランティアは、ボランティア活動のきっかけづくりとなる事業であるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できなかった。市民のボランティア参加に対する意識が停滞しないよう、今後も取組を継続していく。

シート No4

基本目標2 一人ひとりの"思い"をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する

2-1 多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化

目指す姿・状態 地域福祉に携わる関係機関・団体等が地域における福祉課題を共有し、その解決に向けて連携・協働して取り組んでいる。

1 評価指標

七抽	基準値	実績値(下段は、基準値からの進捗率)					目標値
指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
コミュニティ・ソーシャルワーカー配置人数	0	2					7
コミュニティ・ケークドルケーガー配直八数		29%					,

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1		地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための支援やコーディネートを行ったりする役割を担う職員を配置する。	#	市社会福祉協議会
取組2	地域福祉ネットワーク 会議の設置・開催	地域の枠を超えた地域資源の共有・地域のネットワークづくりを支援するため、地域福祉ネットワーク会議を開催する。	#	市社会福祉協議会

3 上記取組の進捗状況

	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況					
取組1	コミュニティ・ソーシャルワーカーについては、個別担当者1名・地域担当者1名を兼務により配置した。 地域福祉ワーカー連絡調整会議の企画や地区訪問の実施により、地域福祉ワーカーに対する支援や住民自治協議会役員とのコミュニケーションを図ることができ、地域福祉の推進に取り組むことができた。	地域課題への対応について、コミュニティ・ソーシャルワーカーが地区担当職員とともに、住民自治協議会や地域福祉ワーカーへの支援を行っている。また、地域福祉ワーカー連絡調整会議の研修企画の主体を担っている。					
取組2	コミュニティ・ソーシャルワーカーが中心となり企画、地域福祉ワーカー連絡調整会議にあわせて北部と南部に分けて開催した。 「地区を超えた解決策を考えよう」をテーマに、地域福祉ワーカーや社会福祉法人等が参加し、グループワークの中で、それぞれが提供可能な資源や連携の方法を話し合った上で、事例検討により、地区を超えた課題の解決方法を学んだ。 この会議により、福祉に携わる者同士がつながり、連携ネットワーク構築のきっかけを作ることができた。 〇11月29日(火)北部・11月30日(水)南部地域福祉ワーカー 35名社会福祉法人等 20名障害者相談センター 3名地域包括支援センター 20名						

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価	В	兼務ではあるものの、コミュニティ・ソーシャルワーカー2名を配置することができ、地区訪問や地域福祉ワーカー連絡調整会議の企画、福祉に携わる者のネットワークづくりを担い、地域福祉の推進に寄与することができた。

シート No5

基本目標2 一人ひとりの"思い"をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する

2-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」包括的な支援体制の整備

目指す姿・状態 困りごとがあったら気兼ねなく相談でき、多機関協働により連携した支援が受けられる 体制が整備されている。

1 評価指標

指標	基準値	実績値(下段は、基準値からの進捗率)					目標値
自然 	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
重層的支援体制整備事業の実施		実施に向けた準備					実施
里眉的又饭件削金佣争来以关 	木美施						大心

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	多機関の協働による 包括的支援体制構築 事業	「相談支援包括化推進員」を配置し、世帯の複合化・複雑化した ニーズを捉え、支援機関からの支援方法等に係る相談に対し、課 題の見立てや助言を行うなど、必要な支援のコーディネートやつ なぎを行う。	#	福祉政策課
取組2	重層的支援体制整備 事業	高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野で行われている既存の 相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、「複雑化・複合化した 支援ニーズ」に対応できる包括的な支援体制を構築するため、 「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一 体的に実施する。	#	福祉政策課

3 上記取組の進捗状況

9	エロース・ルー・フをコラートグロ	
	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
取組1	相談包括化推進員を市社会福祉協議会に配置 【事業実績】 〇新規相談件数(実数) 96件 〇他機関との会議(のべ) 91件 〇他機関との電話 1,110件 照会・協議(のべ) ○連携した機関数(のべ) 579件 ○支援関係機関と連携しながら必要な支援を行った。 ○事業の対象者となる世帯や、どのような相談が事業の対象になるか明確に できないところが課題となっている。	○包括的相談支援事業者等と連携した支援を行いながら、事例等を通じて事業の理解を深める。 ○令和6年4月の重層的支援体制整備事業の本格 実施に向け、新設する会議体のプレ会議を開催するとともに、庁内関係各課や庁外支援関係機関への事業の丁寧な説明を行う。 ○重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び令和6年4月からの事業実施に関する準備を進めている。
取組2	令和6年4月からの事業実施に向け、事業の推進検討会等を通じて庁内関係 各課や庁外関係機関等と事業実施に向けた検討を行った。	○令和6年4月からの事業実施に向け、事業の推進検討会等を通じて実施計画(案)を作成し、事業内容等のとりまとめを実施。 ○庁内関係各課や包括的相談支援事業者等への事業説明。 ○令和6年4月からの事業実施に関する準備を進めていく。(業務委託契約等)

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価	Δ	相談支援包括化推進員を市社会福祉協議会に1名配置、「まいさぽ長野市」での取組を通じた豊富な実績に基づく高度な相談スキルや多くの支援機関との関係性を活かし、複合的な相談に対しても適切な支援機関につなぎ、課題解決に向けた取組を目標以上に実践している。また、令和6年度実施に向けた推進検討会等を通じて庁内関係各課や庁外関係機関等と具体的な取組内容の検討を行い、分野横断的に準備を進められていることから目標を上回るとした。

シート No6

基本目標3 一人ひとりの"思い"を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る

3-1 地域社会とのつながりの維持・創出

目指す姿・状態 誰もが地域社会とのつながりを持ち、顔見知りが増え、お互いを思いやることのできる 関係が築かれている。

1 評価指標

+₽+m	基準値	直 実績値(下段は、基準値からの進捗率)					目標値
指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」 と回答した市民の割合(%)	21.3	令和6	年度 まち	づくりアン	ケート実施	予定	26.3

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	市立公民館・交流センター等での世代間交 流	様々な世代が関心を持てる交流事業や世代を超えて受け継ぎたいと感じられる体験活動を実施する。	#	家庭・地域 学びの課 (市立公民 館・交流セ ンター)
取組2	サロン事業の推進	地域住民を対象に、誰もが気軽に集まり、交流できる「ふれあいの場(機会)づくり」を実施することにより、小地域(行政連絡区、組・常会)における日常的なつながりの構築を図る。	#	市社会福祉協議会

3 上記取組の進捗状況

Ī		令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
	取組1	○11事業 365人参加 ○具体的な事例 ・しめ縄作り(芹田公民館) 正月の伝統行事を次世代に継承するとともに、世代間のふれあいや協力を通 じ、子供たちの豊かな人間性と社会性を育むことができた。 ・菊の学園(信更公民館) 伝統的な菊の三本仕立てについて、児童と地域住民でグループを作り作業す ることで、世代を超えたつながりをつくることができた。	11月末時点において、12事業を実施しており、 昨年度を上回る事業数と参加人数となる見込み。 世代間交流事業には、地域との連携が不可欠で あるが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し たことにより、再び連携しやすい環境となり、開催 状況が回復してきている。
	取組2	身近な地域における人のつながりの構築を図るため、サロン活動を推進した。また、活動する団体に助成金を交付した。 各地区では、新型コロナウイルス感染症の長期化により、計画された事業が実施できず、申請額に対し交付額が減少した。 事業が実施されず地域福祉活動の停滞が懸念される中、「お手紙大作戦」や一人暮らしの高齢者訪問など、工夫して活動している地区もあった。 〇申請総額 8,506,000円 〇助成総額 3,373,456円	サロン活動は、住民同士の日常的なつながりづくりにおいて、重要であることから、引き続き各地区のサロン活動の推進を図っている。また、サロン活動に対し、助成金を交付する。〇申請総額 8,666,000円

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価		新型コロナウイルス感染症により、人と人との交流が難しい社会環境にあったものの、市立公民館等では、可能な限り世代間交流を図ることができるような催しを企画したり、各地区では、地域福祉活動が停滞しないよう、サロン活動の代わりとなるような取組を進めることができた。

シート No7

基本目標3 一人ひとりの"思い"を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る

3-2 地域で見守り、地域で支える体制の充実

目指す姿・状態 隣近所や関わりのある人の状況を気に掛け、声を掛け合い、見守っている。また、多様な 主体による支え合いの仕組みが活用されている。

1	≕ボボド
- 1	評価指標

七抽	基準値	実績	値(下段は	、基準値か	らの進捗	率)	目標値
指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
「お互い近所に住むものとして、できる範囲 で援助したい」と回答した市民の割合(%)	37.5	令和6	年度 まち	づくりアン	ケート実施	予定	42.5

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	地域たすけあい事業	住民自治協議会との協働により高齢者、障害者等に対して、地域住民の協力を得て、有償による家事援助及び福祉移送サービスを行う。	#	市社会福祉協議会
取組2	高齢者等の見守りの 協力に関する協定	ライフライン関連、定期宅配、新聞販売などの事業者と「長野市 高齢者等の見守りの協力に関する協定」を締結し、訪問先の異変 に気付いた場合に速やかに市へ通報する。	#	福祉政策課

3 上記取組の進捗状況

	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
取組1		住民自治協議会と連携を図りながら市内31地区(25事業所)で実施している。地域の実情に合わせたニーズの掘り起こしとして、たすけあい事業の見直しや検討を行っている。なお、令和4年度に検討を行った信更地区では令和5年6月から事業を再編し実施している。また、信州新町地区、長沼地区で再編に向けた検討を始めている。 (参考 R5年度上半期の実績) ○実施件数 19,726件 ○家事援助 2,942件 ○福祉移送 16,784件
取組2	協定に基づく通報体制により、13件の通報を受け親族や地域包括支援センター等へつなげ安否確認を実施した。	協定に基づく通報体制により、通報を受け親族 や地域包括支援センター等へつなげ安否確認を実施している。 (参考 R5年度上半期の実績) 通報数 5件

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価		新型コロナウイルス感染症拡大期にあっても、困っている人のニーズを満たすよう、工夫しながら地域 たすけあい事業を実施することができた。また、民間企業等の見守り協力により、地域で孤立しがちな人 に対しても、ケアすることができた。

シート No8

基本目標3 一人ひとりの"思い"を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る

3-3 福祉サービスの充実と質の向上

目指す姿・状態 一人ひとりの状況に応じた質の高い福祉サービスを安心して適切に利用できる体制が 活用されている。

1 評価指標

+比+西	基準値	実績	値(下段は	、基準値か	いらの進捗	率)	目標値
指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する	262	427					120
指導監査実施件数	362	96%					430

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	サービス事業者等へ の助言・指導・監査	福祉サービス事業者等に対し、助言・指導・監査を行う。	#	福祉政策課福祉監査室
	福祉サービス第三者 評価の実施の促進	福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価の実施促進のため、福祉サービス事業者等に対し、周知等を図る。	#	高齢者活 躍支援課・ 障害福祉 課

3 上記取組の進捗状況

	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
取組1	○一般指導監査・運営指導・実地指導実施状況 社会福祉法人 23 社会福祉施設等 108 有料老人ホーム 19 介護保険施設等 204 障害福祉サービス 73 合計427件	○一般指導監査・運営指導・実地指導実施状況の 途中経過 (R5.9末時点の実績) 社会福祉法人 4 社会福祉施設等 33 有料老人ホーム 5 介護保険施設等 115 障害福祉サービス 27 合計184件
取組2	集団指導の中で、福祉サービス第三者評価制度の概要や目的、メリット等を 説明し、周知を図った。 なお、集団指導参加事業所数は次のとおり。 ○高齢者活躍支援課所管 集団指導参加事業所数 476事業所 ○障害福祉課所管 集団指導参加事業所数 102事業所	引き続き、集団指導の中で、福祉サービス第三者 評価制度の説明等を行い周知を図っている。

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価	В	社会福祉法人に対し、指導監査等を行うことや、福祉サービス第三者評価制度の周知を図ることで、適切なサービスの提供につなげることができた。

シート No9

基本目標4 すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る

4-1 災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援

目指す姿・状態 誰もが安心して暮らしていくことができるよう、地域ぐるみの見守りや支え合いが行われている。

1 評価指標

七抽	基準値 実績値(下段は、基準値からの進捗率)					目標値	
指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
地域防災マップ作成率(%)	77 Q	80.9					85.0
地域防災マップ作成率(%) 	11.0	43%					65.0

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	地域防災マップの作成	地域防災計画及び自主防災活動の手引きに基づき、地域で地区内の危険箇所の把握やコミュニティの醸成を目的に防災マップを作成し、地域の防災対応力(互助・共助)の強化を図る。	#	危機管理 防災課
取組2	個別避難計画の策定の推進	災害時の避難に支援が必要な人について、地域や事業所等の協力・連携のもと、個人ごとの避難計画の作成を進める。	#	福祉政策課

3 上記取組の進捗状況

_		
	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
取組1	市内32地区のうち、中山間地域を含む3地区内の自主防災組織において、地域防災マップの作成・更新を行った。 ○実績 新規 1件 更新 6件	作成が比較的遅れている一部の中山間地域を重視し、引き続き、消防局及び支所と連携した作成支援を行っている。
取組2	市内32地区での計画作成を4年がかりで実施する初年にあたるが、計画のとおり5地区での作成実施に取り組んだ。	○実施2年目の対象地区10地区における対象者の選定及び委託事業所の選定を実施した。 ○委託事業所の作成期間を確保するため、事業所への説明会を1月早めて開催した。 ○個別避難計画の作成を担当する事業所と調整を密にし、計画作成を支援している。 ○令和6年度の実施地区の選定から候補者の精査まで関係各課と会議、調整を行っている。

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価	В	重点を置いた中山間地域における地域防災マップの作成を計画どおり進めることができ、作成率は8割を超えた。また、個別避難計画の作成についても計画どおり進めることができた。

シート No10

基本目標4 すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る

4-2 生活困窮者自立支援の充実

生活に困窮している人が、悩みに寄り添った支援によって、自立に向けて前向きに取り組んでいる指す姿・状態 るとともに、早期把握やフードドライブの充実、就労の場の開拓等、生活困窮者の支援を通じた 「地域づくり」に取り組み、生活困窮者に理解のある社会が創造されている。

1	評価指標								
指標		基準値 実績値(下段は、基準値からの進捗率)					目標値		
			R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
認定就労訓練事業所の数			14	18					15
			14	400%					15

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	生活就労支援セン ター(まいさぽ長野 市)での相談支援	生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)に対し、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのブラン作成等を行う。	#	市社会福祉協議会
取組2	就労準備支援·就労 訓練支援事業	一般就労が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対し、軽易な作業など状況に応じた就労の機会を提供する。また、就労訓練実施事業所の開拓・立ち上げの支援を行う。	#	市社会福祉協議会

3 上記取組の進捗状況

	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
取組1	【事業実績】 ○相談件数(のべ) 16,248件 ○新規相談者数(実数) 1,195人 ○プラン作成件数 389件 ○就労・増収者数(のべ) 180人 ○属性を問わず、断らない相談支援として、どのような相談も一旦受け止め、(必要に応じて)つなぐ相談支援を実施した。	○断らない相談支援を実施できる相談窓口としての機能を果たしている。 ○生活困窮だけでなく様々な生活課題を抱えた方の相談支援について、他の支援関係機関や多機関協働事業を活用しながら対象者やその世帯に必要な支援を行っている。 ○フードドライブなど、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実践できるよう、住民自治協議会や民生児童委員協議会等に事業の周知や課題等を共有し、関心を持ってもらうことで「誰もが地域
取組2	【事業実績】 ○相談件数(のべ) 703件 ○認定就労訓練事業所新規登録件数 3件 ○認定就労訓練事業ブラン作成件数 4件 ○就労準備支援事業プラン作成件数 1件 ○直ちに一般就労が難しい対象者に対し、事業を活用し伴走型の支援を実施することで中間的就労や福祉就労等につないでいくことができた。 ○事業所開拓は継続して行っているが、事業の利用にあたり受入事業所側にメリットが少ないため、新規登録件数が伸び悩んでいる。 ○事業の利用にあたり工賃等発生しないものが多く、利用にあたり動機付けやモチベーションの維持が難しい。 ○国の緊急対策(新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金)を活用し、受入事業所の運営法人に就労訓練事業に対する補助(1法人上限50万円)を実施した。	○個別の二一ズに応じて事業所等へのつなぎ、新たな資源開発を行うなど、オーダーメイド型の支援を提供している。 ○ハローワークや事業所等と連携し、対象者とのマッチングを行うことで双方にメリットのある支援プランの作成を行っている。 (参考 R5年度上半期の実績) ○相談件数(のべ) ・図記定就労訓練事業所新規登録件数 ・ 0件 ・ ○認定就労訓練事業プラン作成件数 ・ 3件 ・ ○就労準備支援事業プラン作成件数 ・ 1件

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価	А	新規登録件数は伸び悩んでいるものの、継続した働きかけにより、認定就労訓練事業所数は目標値に達している。また、生活困窮をはじめとした様々な相談が寄せられるが、断らない相談支援により、関係各所へつないだり、オーダーメイド型の支援を提供することができた。

シート No11

基本目標4 すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る

4-3 成年後見制度の利用促進(長野市成年後見制度利用促進計画)

目指す姿・状態 認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人も成年後見制度の利用 や地域の支援により、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けている。

1 評価指標

+比+亜	基準値	基準値 実績値(下段は、基準値からの進捗率)					目標値
指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
成年後見制度について知っている人の割合(%)	72.1	令和6	年度 まち	づくりアン	ケート実施	予定	83.3

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	市民向け啓発パンフレットの作成・配布	認知症や知的・精神障害者等の判断能力が不十分な者を法的に保護・支援する成年後見が十分に活用されていないことから、成年後見制度の利用促進を図るため、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの中核機関を設置することにあわせ、制度の周知を行う。	#	地域包括 ケア推進 課
取組2	市民後見人の育成・研修会の実施	同じ地域に暮らす住人として制度を必要とする方と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援を体現する市民後見人を、講座の開催、実務研修の実施により養成するものまた、家庭裁判所や専門職団体と連携し、市民後見人としての特性が活かされる案件の調整並びに活動の支援を行う。	#	市社会福祉協議会

3 上記取組の進捗状況

_		
	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
取組1	パンフレット「成年後見制度活用ハンドブック」を成年後見支援センター、市、 地域包括支援センター等の窓口で配布し制度の利用について啓発を行った。	パンフレット「成年後見制度活用ハンドブック」を成年後見支援センター、市、地域包括支援センター等の窓口で配布し制度の利用について啓発を行っている。なお、令和6年3月に「成年後見制度活用ハンドブック」の改訂・印刷(5,000部)を予定している。
取組2	○第2期長野市市民後見人養成講座の実施 ・オリエンテーション(説明会)の開催 参加者 72名 ・市民後見人養成講座(基礎研修) ※令和4年10月~12月 全7日間 応募者 30名 受講決定者 20名 受講者 20名 受講者 19名 ・市民後見人養成講座(実務研修) ※令和5年1月~ 登録者 14名 ○法人後見支援員設置事業(実務研修) 第1期長野市市民後見人養成講座(平成30年度実施)及び第2期養成講座修了者のうち、実務研修の受講を希望した31名を市社会福祉協議会パート職員として雇用し、法人後見事業の実務を経験させた。	○法人後見支援員設置事業(実務研修) 第1期長野市市民後見人養成講座(平成30年度 実施)及び第2期養成講座修了者のうち、実務研 修の受講を希望した14名について、法人後見事 業の実務を経験させるため、市社会福祉協議会 パート職員として雇用した。 ○当該14名について、市民後見人候補者として 引き続き支援している。

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価	В	パンフレットの作成や市民後見人養成講座等の実施により、成年後見制度を広く周知し、また、将来、実務に携わる者を養成することができた。

シート No12

基本目標4 すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る

4-4 権利擁護の推進

目指す姿・状態 年齢や性別、障害の有無等に関わらず、すべての人の権利が守られ、暴力や虐待等により人権が侵害されることのないよう、地域全体で見守る体制が整っている。

1	評価指標								
	指標		基準値	基準値 実績値(下段は、基準値からの進捗率)					目標値
			R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	長野市地域包括支援 センター運営	高齢者虐待を早期発見し、適切かつ迅速に対応するため、地域の身近な相談窓口として相談・支援を行う。	#	地域包括ケア推進課
取組2	人権教育·啓発事業	長野市人権政策推進基本方針(平成25年2月策定)に基づき、「すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会」を築くため、家庭・地域、企業・職場などあらゆる機会を捉えて人権教育を推進する。	#	人権·男女 共同参画 課

3 上記取組の進捗状況

_	工口·/// (15 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
	令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
取組1	地域包括支援センターと高齢者虐待対応マニュアルの振り返りの会議を行い、相談体制の確認や対応方法を協議した。 ○養護者による高齢者虐待の相談・通報件数 87件	高齢者虐待の早期発見及び適切かつ迅速 に対応するため、地域の身近な相談窓口とし て相談・支援を行っている。
取組2	○各地区において、人権研修会等の実施に携わる者を育成するため、 人権教育指導員等研修会を開催した。 年6回 285名出席 ○人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例の理念に基づき、 市民の人権尊重の意識を高めるため、人権を尊重し合う市民のつど いを開催した。 参加者165名	引き続き、市民の人権に関する意識を高めるため、同様の取組を実施している。

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価		

シート No13

基本目標4 すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る

4-5 再犯防止対策の推進(長野市再犯防止推進計画)

1 評価指標

七冊	基準値	基準値 実績値(下段は、基準値からの進捗率)					目標値
指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度
市内の協力雇用主数(事業所数)	77	80					84
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/ /	43%					04

2 具体的な取組

	取組	概要	取組見直しの有・無 (有の場合は内容も記載)	主務課
取組1	協力雇用主制度の周 知	犯罪・非行の前歴のために仕事に就くことが容易でない刑務所等出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを助ける事業主(協力雇用主)を増やすため、周知を行う。	#	市社会福祉協議会
取組2	社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪・非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動を推進する。	#	市社会福祉協議会

3 上記取組の進捗状況

•	,	工品が組むを到すいが	
		令和4年度の取組結果	令和5年度の取組状況
取	組1	協力雇用主制度(所管:法務省)は、長野保護観察所が主となり周知を行った。 市社会福祉協議会では、事務局を務める長野地区保護司会において、制度 の理解・促進に協力した。	引き続き、市社会福祉協議会では、長野保護観察所や協力雇用主会、保護司等の更生保護関係者と連携し、制度の周知に協力している。
取為	組2	各地区における、社会を明るくする運動推進委員会の会議開催や、社会を明るくする運動の一環として行う講演会や集会等に対し、助成金を交付することで、地区単位で、犯罪や非行の防止、更生保護に関する理解を増進することができた。 ○助成金交付地区 22地区 また、7月の強調月間にあわせ、社会を明るくする運動 長野県推進委員会主催の長野駅前街頭広報活動に、長野地区保護司会をはじめ、長野保護観察所や県、市等関係機関が参加し、多くの人に再犯防止や更生について、知ってもらうことができた。	引き続き、助成金を通じ、各地区が行う社会を明るくする運動を支援している。 また、今年度も7月に長野駅前街頭広報活動を 行い、周知を図った。

4 評価指標の目標値達成に向けた、当該年度の評価

	R4年度	評価の理由等
評価		社会を明るくする運動により、犯罪や非行の防止、更生支援について、社会に広く周知でき、また、保護 観察所、保護司会の取組により、協力雇用主数は、基準値より増加した。一方、コロナ禍で経営状況が悪 化したり、廃業した協力雇用主もおり、今後、犯罪を犯した者等の就労支援への影響が懸念される。

重層的支援体制整備事業について

令和6年2月

保健福祉部 福祉政策課

重層的支援体制整備事業とは

現在の課題とこれまでの体制

複雑化・複合化した支援ニーズ

8050問題

ダブル ケア ヤング ケアラー

ひきこ もり

属性ごとの支援体制では、 複合課題や狭間のニーズへの対応が困難に・・・

これまでの福祉行政の対応

対象者が**表明している困り ごと**に対応する

ケース の受け 止め

目標

相談窓口に来る人を待つ

アセス メント

対象者が**訴える具体的な課題** を中心に聞く

支援 調整 **所掌する事務の範囲内**で、制 度サービスにつなぐ

伴走 支援 支援・サービスを受けること に合意している人を主な対象 としており、必要性が低い

これからの福祉行政の対応= 「包括的支援」

対象者や世帯が、「**自律的な 生活」を送ることができる**

衣食住など 物理的な側面 **"自立"**



社会的なつながりなど 関係性の側面 "孤立の解消"

相談窓口で対応するだけでなく、 生活課題を抱えるケースを**見つ けに行く**

必要に応じて、**世帯全体**の生活 課題、その**経緯・背景**まで把握 する

世帯の生活課題を**包括的に支援**するため、**多岐にわたる支援を調整**

課題を緩和しながら長期に関わる場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合は必要性が高い。

3つの支援を一体的に実施する体制の構築

参加支援

П

<u>地域づくり</u> <u>に向けた</u> 支援

 \mathbf{III}

令和3年4月~

重層的支援体制整備事業 改正社会福祉法 第106条の4~6

実施済189自治体 移行準備280自治体(長野市含む) 《令和5年度時点》

長野市は令和6年4月から実施予定

包括的

相談支援事業

- 該当事業
- ・地域包括支援センターの運営・障害者相談支援事業
- · 利用者支援事業
- ·生活困窮者自立相談支援事業
- ①各分野の該当事業 は<u>全て実施済</u>
- ②既存の相談支援や 地域づくりを活用 ③長野県では4市町 で実施。移行準備事

業11市町村。

地域づ談当事業

くり事 業

- · 地域介護予防活動支援事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業

新たな 機能 ^{(新規}

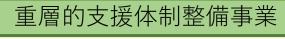
事業)

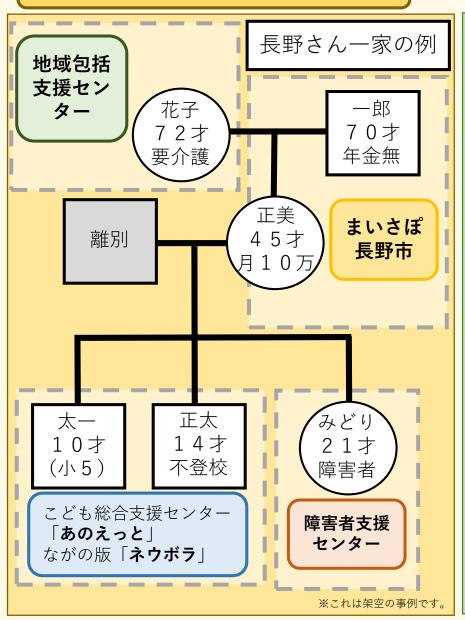
- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

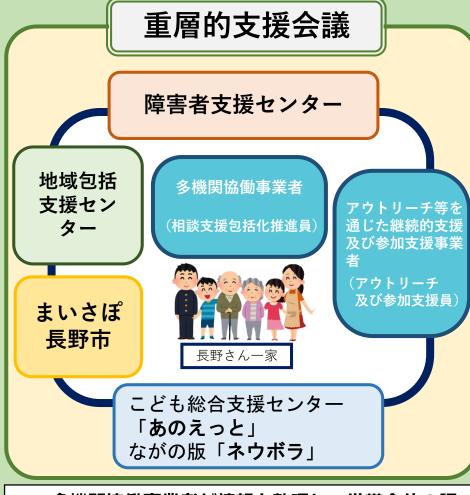
出典:東京都社会福祉協議会「重層的支援体制整備事業実践事例集」一部加工

重層的支援体制整備事業を活用した支援

これまで







- 1. 多機関協働事業者が情報を整理し、世帯全体の課題の「見える化」
- 2.情報を共有する機会が少なかった機関同士が連携
- 3. 複数の支援機関がお互いの支援内容を確認できる

重層的支援体制整備事業の2つの会議体と「個人情報」

支援会議



1 情報提供・情報共有

本人の同意を得られていない 潜在的な課題を抱えるケースが対象

重層的支援会議



- 1 プランの適切性の協議
- 2 プラン終結時の評価
- 3 社会資源の把握 地域づくりに向けた支 援との連携

関係機関との情報共有について 本人同意を得たケースが対象

関係機関が把握していながらも、支援が届いていないケースについて情報を共有し、必要となる支援のアプローチを検討

本人同意のもとに支援のためのプラン等を作成し、 支援の取組みの進捗を評価したり、不足する社会 資源を把握し、地域づくりに向けた支援につなげ る。

※「支援会議」は、改正社会福祉法第106条の6に基づく会議で守秘義務がかけられる。 法律上の守秘義務をかけることで本人同意を必要としない会議体は、他にも生活困窮者自立支援法 における「支援会議」、児童福祉法における要保護児童対策協議会の「個別ケース検討会」、 介護保険法における地域ケア会議の「個別ケア会議」がある。

個 別支援

地域支

援

《長野市版》重層的支援体制のイメージ

- ●相談は受け止めるが、出口支援 がない
- ●居場所の提供先など知らない

包括的相談支援事業

社会福祉法第106条の4第2項第1号

<実施主体> 地域包括支援センター 障害者相談支援センター ながの版「ネウボラ」 子育てコンシェルジュ まいさぽ長野市 あのえっと

市役所

高齢者

障害者

子ども

牛活凩窮

世代や属性を超えた相談 を受け止め、必要な支援 機関へつなげる

重層的支援体制 整備事業推進 検討会 (庁内)

保健福祉部 福祉政策課

- ○既存の施策及び事 業に係る情報共有 課題整理
- ○連携体制に関する 検討
- ○事業評価
- ○実施計画の策定

新規事業

多機関協働事業

社会福祉法第106条の4第2項第5号

新規機能

重層的 支援会議

支援 会議 相談支援

連携 包括化推准昌

アウトリーチ ・参加支援員

新規事業

アウトリーチ等を通じた継続的 支援事業及び参加支援事業

社会福祉法第106条の4第2項第2号

社会福祉法第106条の4第2項第4号

長野市社会福祉協議会

多機関協働

重層事業の中核を担う 課題の整理や役割の分担を行う 支援者が孤立しないよう「支援者支援」 の役割を担う

参加支援

地域と個別のニーズ をつなげ、地域資源 の拡充を図る

アウトリーチ

地域とつながり、困 りごとを抱える方を 早期に発見する

地域づくり事業

社会福祉法第106条の4第2項第3号

高齢者

く実施主体>

介護予防活動「通いの場」 地域活動支援センター 地域子育て支援センター こども広場

インフォーマルな参加の場

民生児童委員 たすけあいコー ディネーター

社会福祉法人など

.... 社会福祉法人 ボランティア団体 企業など

障害者 子ども

> 地域福祉 ネットワー ク会議

- ●困りごとを発見したがつなぎ先 がわからない。
- ●自分たちで抱えてしまっている。

生活困窮

各分野の既存の交流の場や居場所において、地域における世代や属性を超えた 多様なつながりを築く取り組みを進める。

長野市重層的支援体制整備事業 実施計画(案)

令和6年4月 長野市

1 計画策定の背景と趣旨

これまでの福祉制度は、子ども・障害者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、専門的支援体制の構築を進めてきました。しかしながら、近年、8050 問題やダブルケアなど、個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっています。

国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法(以下「法」という。)において、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行しました。

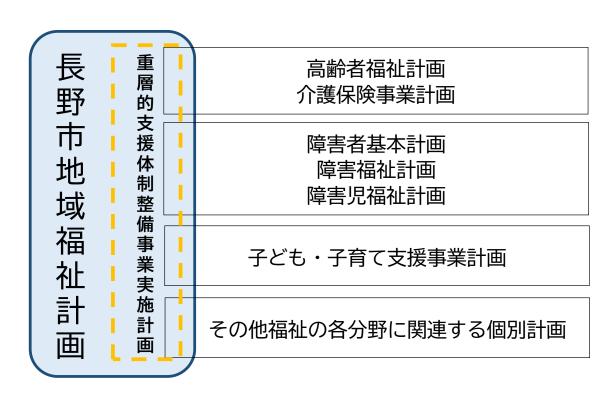
これを受け、本市では一人ひとりの"思い"をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備するため、令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を実施することとしました。

2 実施計画の位置づけと期間について

(1) 実施計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 106 条の5第1項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

また、同条第3項の規定により、長野市地域福祉計画及び高齢、障害、子育て、生活 困窮などの様々な保健福祉分野の法定計画との整合性を図ります。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、下表のとおり令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間とします。

なお、以降は(仮称)第5次長野市地域福祉計画と一体的な策定を予定します。

計画	2022	2023	2024	2025	2026
司四	R4	R5	R6	R7	R8
第四次長野市地域福祉計画		令和4(2022)	年度から令和	8(2026)年度	
重層的支援体制整備事業実施計画					

3 重層的支援体制の枠組み

高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野で行われている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応できる包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業を展開します。

(1) 3つの支援の柱

以下の3つの支援を柱とした支援体制を構築します。

- ① 包括的相談支援・・・・・・本人や世帯の属性に関わらず受け止める相談支援
- ② 参加支援・・・・・・・・生活上の課題を抱えている方と社会とのつながりを 回復するための支援
- ③ 地域づくりに向けた支援・・・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み 出す支援

4 実施内容及び実施体制

(1) 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)

本事業は、高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野の既存の相談支援機関が様々な支援 関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施し ます。また、世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間の課題には、支援関係機関と連携 して、包括的な相談支援体制を整備します。

○設置形態

設置形態	内容
基本型	従来の機能をベースとしつつ、複合的な課題を抱えた方の相談の受け
基 中空	止めや、ほかの関係機関へのつなぎなどに対応します。

○実施体制

実施体制として、具体的な支援機関や主な役割等については、次の表のとおりとします。 なお、「法定事業」と記載があるのは、社会福祉法によりその全部又は一部が重層的支援 体制整備事業に位置付けられている事業を指します。

区分	実施する事業		実施体制	
	法定事業	【支援対象者】	高齢者等	
	地域包括支援セ	【支援機関】	長野市地域包括支援センター 直営: 1 箇所 委託: 20箇所	
	ンターの運営 (介護保険法第 115 条の45第2 項第1号から第	【業務内容】	中部サモハルリルやル子/母・1年/安/ごと 日1 4 4 22/22	既 存
	3号まで)	【所管課】	地域包括ケア推進課	
		【支援対象者】	障害のある人及びその家族等	
包括的相談	法定事業 障害者相談支援	【支援機関】	長野市障害者相談支援センター 委託:2箇所 長野市発達相談支援センター 委託:2箇所	
	事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条	【業務内容】	障害者及び保護者等からの相談に応じ、また必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	
支援	第1項第3号)	【所管課】	障害福祉課	
事業			(基本型) (特定型) (母子保健型)	
*		【支援対象者】	子ども及びその保護者等	٠
	法定事業 利用者支援事業 (子ども・子育 て支援法第59条	【支援機関】	子育てコンシェ ルジュ "こども ホーター ※1 広場"	既存
	第1号)	【業務内容】	子育て家庭や妊産婦に対して、相談や情報提供、助言等必要な支援を行います。 ※1 保育コーディネーターは保育を必要とする保護者を対象 とする	
		【所管課】	保育・幼稚園課保健所健康課	

区分	実施する事業		実施体制				
		【支援対象者】	現に生活に困窮している、または将来において 生活困窮になりうる方及びその家族等				
	生活困窮者自立 相談支援事業 (生活困窮者自 立支援法第3条 第2項各号)	【支援機関】	長野市生活就労支援センター「まいさぽ長野市」 委託:社会福祉法人長野市社会福祉協議会		既		
包括的相談		(生活困窮者自 立支援法第3条	(生活困窮者自 立支援法第3条 第2項各号) 【業	【業務内容】	生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を 講じることにより、生活困窮者の自立促進の支 援を行います。 ※ 自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習・生活 支援事業、就労準備支援事業等		存
支					【所管課】	生活支援課	
援							
事業	こども総合支援		【支援対象者】	おおむね18歳までの子ども及び保護者 等			
*			 こども総合支援 センター「あの	【支援機関】	長野市こども総合支援センター「あのえっと」 直営:1箇所		既
	えっと」	【業務内容】	育児の悩み、発達、貧困、教育(いじめや不登校)など子どもに関するワンストップ相談窓口	7	存		
		【所管】	こども未来部				

(2) 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)

区分	実施する事業	実施体制	実施体制		
	法定事業 参加支援事業	各分野で行われている既存の社会参加に向 【支援対象者】けた支援では対応が難しい、個別性の高い ニーズを有している人や世帯など			
新		【実施方式】 委託:社会福祉法人長野市社会福祉協議会	•		
トた		【支援機関】 社会福祉法人長野市社会福祉協議会		中立	fr
な機能		既存の支援では対応が困難な本人や世帯の 狭間の個別ケースに対応するため、福祉 サービス事業所などの地域の社会資源に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行います。	+	 	見
		【所管課】 福祉政策課			

(3) 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)

重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」は、高齢、障害、子育て、生活 困窮の各分野において実施されている以下の既存の地域づくりに関する事業の 取り組みを活かしつつ、各分野における交流の場や居場所において、世代や属性を超え た受け入れ等の拡充を進めるとともに、地域における資源の開発や発掘、ネットワーク 化などの推進を図ります。

○該当する事業

区分	実施する事業	実施体制			
	法定事業	【支援対象者】	高齢者等		
	一般介護予防事業(介護保険法第115条の45第 1項第2号のうち地域が護予防	【業務内容】	65歳以上の高齢者の主体みを推進するための支援域へ専門職が出向き講座体の通いの場の育成・3	本的な介護予防の取り組 爰を行います。また、地 座を実施する等、住民主 支援を行います。	既存
	活動支援事業)	【所管課】	地域包括ケア推進課		
		【支援対象者】	高齢者等		
	法定事業	【支援機関】	第一層(市内全域)1億第二層(各地区)30億	<u> </u>	
	生活支援体制整 備事業(介護保 険法第115条の 45第2項第5 号)	【業務内容】	各地区に配置されている (生活支援コーディネー 合事業による生活支援サ ボランティア等の養成、 掘、ネットワーク化など	ーター)」と協働し、総 ナービスの充実に向け、 地域資源の開発や発	既存
地		【所管課】	地域包括ケア推進課		
地域づくり	法定事業 地域活動支援センター事業(障害者総合支援法第77条第1項第9号)	【支援対象者】	地域で生活する障害のa 委託等:16箇所	ある方	
くり事業		【業務内容】	障害者の日中の活動をサ して、創作活動や生産流などの支援を実施します。	5動と社会との交流促進	既 存
		【所管課】	障害福祉課		
		【支援対象者】	子育で中の親子		
	【支 【支 法定事業	【支援機関】	地域子育て支援セン ター(保育園・認定こ ども園に併設)委託 等:18箇所	こども広場 委託:2箇所	
		【業務内容】	子育て中の親子が交流 できる場所を設置し、 子育ての不安の解消や 子どもの健やかな育ち を促進します。(未就 園児と保護者(妊婦を 含む))	乳幼児の遊びのスペー スと親子の交流の場を 提供するとともに、子 育てに関する相談や情 報提供を行います。	既存
		【所管課】	保育・幼稚園課	•	

区分	実施する事業	実施体制		
地域づく	孤立防止・見守 りネットワーク 地域支援事業(生 活困窮者支援等の ための地域づくり 事業)	【実施機関】 【支援対象者】 【業務内容】	社会福祉法人長野市社会福祉協議会 全市民 福祉推進員研修会など、地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気付きを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行います。 福祉政策課	既存

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)

区分	実施する事業		実施体制		
		【支援対象者】	複数の分野にまたがる課題を抱えているため、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに心理的に抵抗感がある方など		
立	法定事業	【実施方式】	委託:社会福祉法人長野市社会福祉協議会		
た		고하니 1 4 2	【支援機関】	社会福祉法人長野市社会福祉協議会	立
新たな機能	アウトリーチ等 を通じた継続的 支援事業	【業務内容】	制度の狭間にある方や長期にわたり社会と交流をしてこなかった方などを早期に発見し支援を届けるため、地域からの情報収集や既存のアウトリーチ機能と連携し、関係構築に向けた継続的な働きかけを行います。	規	
		【所管課】	福祉政策課		

(5) 多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号及び第6号)

区分	実施する事業		実施体制	
		【支援対象者】	複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められるような課題を有する方など	
立		【実施方式】	委託:社会福祉法人長野市社会福祉協議会	
新た	多機関協働事業	【支援機関】	社会福祉法人長野市社会福祉協議会	新
な機能		【業務内容】	重層的支援体制に関係する者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市の包括的支援体制を構築できるよう支援を行います。また、複雑化・複合化した課題を抱える方について、関係者・関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示します。	新 規
		【所管課】	福祉政策課	

5 重点施策

本計画において取り組む重点施策を次の3点とします。

- ① 包括的な相談支援を行う体制とするための施策
- ② | 多様な社会参加の推進に向けた体制とするための施策
- ③ 支援が必要な世帯に支援を届ける体制とするための施策

具体的な取り組み内容は以下のとおりです。

(1) 包括的な相談支援を行う体制とするための施策

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を広く受け止め、本人やその世帯の相談に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

① 包括的な相談の受け止めとつなぎの強化【多機関協働事業】

- ▶ 複雑化・複合化した課題について適切に対応するため、寄せられた相談を関係機関で共有するツールとして「つなぐシート」を作成するなど、相談を逃さない体制をつくります。
- ▶ 市の相談窓口や相談機関などが、課題を抱えている市民を適切な相談機関に 繋ぐことができるよう、相談機関の一覧表を作成するなど、各相談機関等の 役割を整理し、支援関係機関で連携します。

② 多機関協働の体制整備【多機関協働事業】

- ▶ 受け止めた相談のうち、新たに支援関係機関間の役割分担が必要な場合やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の対象となる場合は、多機関協働事業につなぎ、必要に応じて重層的支援会議及び支援会議を開催する等、課題を整理・共有・検討することで分野横断的な支援につなげます。
- ▶ ICTの活用等、効率的な会議を行えるための体制を検討します。

③ 分野横断的なネットワーク構築と人材育成【多機関協働事業】

▶ 既存の支援機関等への分野を超えた幅広い知識の習得に向けた研修会の実施 や、分野横断的な職員同士の顔の見える関係をつくります。

(2) 多様な社会参加の推進に向けた体制とするための施策

地域の社会資源等を活用し、多様な社会参加の推進に向けた支援体制とします。

① 地域資源の現状分析【参加支援事業、地域づくり事業】

▶ 分野を超えた地域資源の利用に繋げるため、生活困窮者就労訓練事業を行う 事業者や、地域活動支援センターなど、地域づくり事業の各分野で把握して いる参加の場やその対象を参加支援事業において可視化し、支援関係機関へ 共有できる体制を整備します。

- ② 関係団体や支援機関との協働による多様な社会参加の推進 【参加支援事業、地域づくり事業】
 - ▶ 地区の枠組みを超えた地域資源の共有や地域のネットワーク作りを支援する ため、CSWや地域福祉活動を推進する者及び各担当分野の市担当者による チームが参画する地域福祉ネットワーク会議において、福祉に関する情報を 共有し、地域課題の解決に当たります。

(3) 支援が必要な世帯に支援を届ける体制とするための施策

複雑化・複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人や世帯に支援 を届けるための体制を構築します。

① 地域からの情報収集機能の強化

【包括的相談支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

- ▶ 複雑化・複合化した課題を持つ世帯の情報を早期に各支援関係機関に繋げる ため、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者が、地区のたすけあい事業 コーディネーターや福祉推進員、民生児童委員等の会議体に定期的に参加す るなど、地域で把握した情報を円滑に収集する取組について検討します。
- ② 社会福祉法人等との連携体制の強化【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業】
 - ▶ 社会福祉法人等が把握した複雑化・複合化した課題を抱えた人やその世帯を 分野横断的に支援するため、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者は、 社会福祉法人等との連携体制を構築し、重層的な支援につなげます。
 - ▶ 参加支援事業者は、社会福祉法人等が実施する「地域における公益的な取組」 に支援対象者をつなげることなどにより、幅広い地域資源を活かした支援体 制を構築します。

6 重層的支援会議と支援会議

重層的支援会議は、支援対象者等に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保するため、多機関協働事業者が開催します。重層的支援会議では、支援関係機関間の情報共有について、本人の同意を得た事例を扱います。

支援会議は、重層的支援体制整備事業を円滑に実施するため、社会福祉法第 106 条の 6 に基づき、課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、その他必要な協力を 求めるため市が支援会議を開催します。

名称	重層的支援会議	支援会議
①位置づけ	包括的相談支援事業やアウトリーチ 等事業などで把握した要支援者に対 し実施する支援検討会議のうち、支 援関係機関間の個人情報の共有につ いて、本人の同意が得られている事 例を取り扱う会議。	社会福祉法第 106 条の6に基づき 開催する会議。構成員に守秘義務 を課し、潜在的な課題を抱える人 に関する情報共有や支援方針の検 討を行う。
②会議内容	支援対象者等に対する個別の支援プラン決定等 ①多機関協働事業、アウトリーチでのの事業、関係機関が参加を関係を判断する。 ②多機関があからのでのののでででででででででででででででででででででででででででででででで	①気になる事例についての情報提供・情報共有(※1) ②支援方針の決定と共有 ③緊急性がある事案の対応
③構成員	行政機関(保健福祉部福祉政策課、 関係機関の所管課)、多機関協働事 業者、参加支援事業者、アウトリー チ等事業者、包括的相談支援事業 者、その他機関	行政機関(保健福祉部福祉政策 課、関係機関の所管課)、多機関協 働事業者、参加支援事業者、アウ トリーチ等事業者、包括的相談支 援事業者、その他機関
④守秘義務	会議の出席者は、会議で知り得たす べての事項(地域住民に関する情報 だけでなく、広く事務の実施に関す るものも含む)について守秘義務が ある。	会議の出席者は、会議で知り得た すべての事項(地域住民に関する 情報だけでなく、広く事務の実施 に関するものも含む)について守 秘義務がある。(※2)

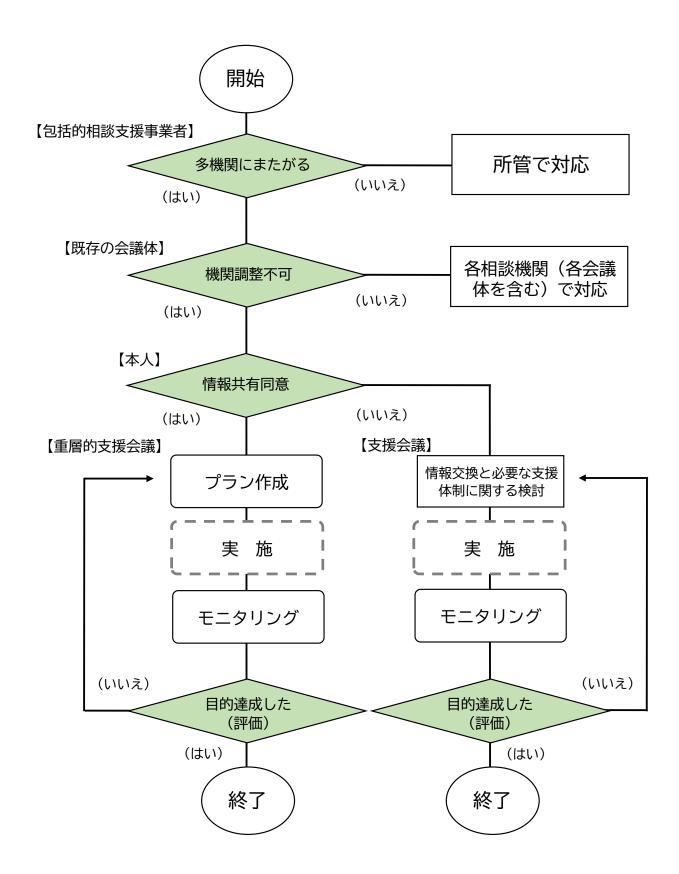
名称	重層的支援会議	支援会議
<u>いまた。</u> ⑤その他	重層的支援会議は、次の4つのタイミングで開催します。多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業の全てのプランを対象とする。 ①プラン策定時	必要に応じて、多機関協働事業者 が、要保護児童対策地域協議会や ケア会議などの既存の会議体に参 加し、各支援関係機関の役割分担 や支援の方向性の整理などの全体
	②プラン変更時 ③支援終結を判断する時 ④支援中断を決定する時	調整等を後方支援します。

※1:「自ら支援を求めることが困難な人」や「支援が必要な状況にあるにも関わらず支援できていない人」などを支援するため、本人の同意が得られていない場合でも情報共有が可能 ※2:支援会議においては、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことについて留意が必要。

○重層的支援会議の主な検討事項

開催時期	主な検討事項
① プラン策定時	・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容
	・各関係機関の役割分担の確認
	・モニタリングの時期の検討等
② プラン変更時	・本人の状況変化の確認、評価
	・現行プランの評価
	・プラン変更内容の確認(プラン策定時の内容と同様)
③ 支援終結を判断	・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認
する時	・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
④ 支援中断を決定	・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援中
する時	断の決定

○包括的相談支援事業にかかる相談支援の流れ(フロー)



7 支援関係機関間等の連携に関する事項

(1) 高齢・障害・子育て・生活困窮分野の連携の構築

高齢・障害・子育で・生活困窮分野においては、包括的相談支援事業及び地域づくり 事業において、重層的支援体制整備事業の対象となっていることから、分野間の連携を 強化し一体的な実施を図る必要があります。

本市では、つなぐシートや相談機関一覧表の活用、関係各課・関係機関等による相互の制度を理解するための研修会の実施により連携体制を構築します。

また、重層的支援体制整備事業を行う以前から、福祉事務所及び保健所等によるケース会議や、以下のとおり、多分野との連携を行うための会議体を有していることから、 多分野で調整が必要な事例について、多機関協働事業とも連携できるよう体制を整備していきます。

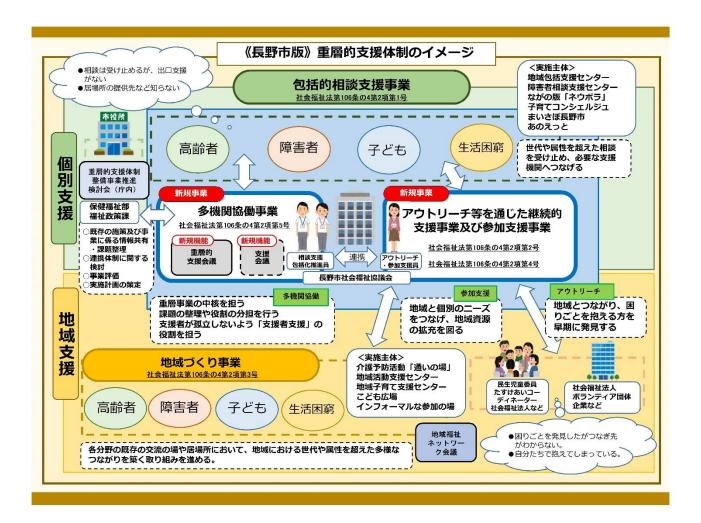
○既存の会議体

分 野	会議名	対 象	内 容	本人同意 の有無
高齢	地域ケア会議にお ける個別ケア会議	高齢者	高齢者等の自立を支援するため、個別事例の課題を検討する。	不要
障害	サービス担当者会議	障害者 障害児	総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画を作成する。サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサ	必 要
			ービスの適切な支援内容等に ついて検討する。	
子育て	要保護児童対策協 議会における個別 ケース検討会	要保護児童 要支援児童 特定妊婦	要保護・要支援児童、特定妊婦への対応を検討する。	不要
生活困窮	支援調整会議	生活困窮者 自立支援制 度利用者	生活困窮者の支援プランを検討する。	必要

(2) 他分野との連携

相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、他分野と多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業との間で情報共有を行い、支援を必要とする方に適切な支援をつなげるための連携を図ります。

※新機能(多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業)と 支援関係機関との連携イメージ



8 事業評価・見直しに関する事項

本計画は、第四次長野市地域福祉計画と一体的に実施するため、地域福祉計画の進捗状況を評価する長野市地域福祉推進会議において、PDCAサイクルに基づいて進捗状況や 方向性を確認・評価し、計画を推進します。

また、庁内で組織された重層的支援体制整備事業推進検討会において、重層的支援体制 整備事業に関する課題を整理し、見直しや具体的な取組等を検討します。

9 体制の充実に向けたプロセス

重層的支援体制整備事業を効果的に運営するため、次のとおり、具体的な業務を遂行します。

事業	取り組み	R6	R7	R8	実施事業
①包括的な	つなぐシートの	包括的相談支援事	つなぐシートの有		多機関協働事業
相談支援の	運用	業者等によるつな	効的な活用に関す		
体制構築の		ぐシートの運用開	る検討・実施		
ための施策		始		·	
	相談機関一覧表	相談支援機関によ		N	多機関協働事業
	の作成	る相談機関一覧表			
		の活用・見直し			
	多機関協働の体	重層的支援会議及	効率的な会議運営	<u> </u>	多機関協働事業
	制整備	び支援会議の開催	の検討	\square	
	分野横断的なネ	研修会の在り方等	研修会の実施		多機関協働事業
	ットワーク構築	検討			
	と人材育成				
②多様な社	地域資源の現状	既存の地域資源の	地域資源の情報共		参加支援事業・ア
会参加の促	分析	把握(非公式の場	有(システム化等)		ウトリーチ等を通
進に向けた		を含む)	に関する検討		じた継続的支援事
体制構築の					業
ための施策	関係団体や支援	既存の地域資源を	既存の地域資源を		参加支援事業・地
	機関との協働に	活用した社会参加	活用した社会参加		域づくり事業
	よる社会参加の	の推進のための準	の推進		
	推進	備			
③支援が必	地区からの情報	たすけあい事業コ	連携体制の構築に		アウトリーチ等を
要な世帯に	収集機能の強化	ーディネーターや	向けた取り組み		通じた継続的支援
支援を届け		福祉推進員等との			事業
る体制構築		連携体制の検討		,	
のための施	社会福祉法人と	社会福祉法人にお	社会福祉法人との		参加支援事業・ア
策	の連携体制の強	ける「地域におけ	連携強化		ウトリーチ等を通
	化	る公益的な取組			じた継続的支援事
		み」の把握			業